

令和5年度 第3回和歌山地方最低賃金審議会

議事録

開催日時 開催場所	令和5年8月7日(月) 和歌山労働局6階会議室	午前11時37分から 午前11時42分まで	
出席状況	公益を代表する委員 労働者を代表する委員 使用者を代表する委員	出席5名 出席5名 出席4名	定数5名 定数5名 定数5名

○廣谷会長

ただ今から、第3回和歌山地方最低賃金審議会を開催いたします。事務局から委員の出席状況、会議の成立及び傍聴者について報告をお願いします。

○事務局(上田)

はい、報告いたします。本日の出席状況につきましては、委員15名中、公益委員5名、労働者側委員5名、使用者側委員4名が出席されており、最低賃金審議会令第5条第2項の規定に基づく定足数、各代表3分の1以上又は全体で3分の2以上を満たしており、会議が成立していることを報告いたします。

また、本会議は公開となっており、令和5年8月6日に傍聴公示を行いました。傍聴者はございませんでした。

続きまして、資料の説明をいたします。

資料1は、和歌山県百貨店、総合スーパー最低賃金の改正決定に係る申出書です。申出書の添付資料は事務局で保管しておりますので、委員から御希望があれば御覧いただけます。

資料2は、和歌山県各種食料品小売業最低賃金の決定に係る申出書です。こちらも、申出書の添付資料は事務局で保管しておりますので、委員から御希望があれば御覧いただけます。

資料3は、申出のあった特定最低賃金の決定等の必要性に関する形式的審査の結果の資料です。

以上、簡単に資料の説明をさせていただきました。

○廣谷会長

ありがとうございます。

議題に入る前に委員の皆様へ報告があります。

和歌山県最低賃金については、8月1日以降5回にわたって専門部会を開催し審議を重ねた結果、先ほど、全会一致で40円引上げ929円との結論に達しましたとの報告が会長にありました。

第1回本審において審議会令第6条第5項を適用して、専門部会で全会一致の場合、部会決議を本審決議に代えるとの採択をいただいておりますので、これをもって審議会の決議となることとなります。したがって本日この場で和歌山県最低賃金に関する審議はございません。

本日、本審のみ出席の委員の皆様にも部会報告書及び答申文を配付しておりますので御参照ください。

それではこれから議題に入りたいと思います。

議題(1)の特定最低賃金の決定等の必要性の有無について、労働局長の諮問をお受けしたいと思います。

局長から会長に諮問文を手交  
委員全員に諮問文写しを配付

○廣谷会長  
事務局は、諮問文を読み上げてください。

諮問文朗読

○廣谷会長  
ただ今、諮問を受けましたが、何か御意見、御質問はございますか。

質問なし

では、これらの諮問を受けたということで、特定最低賃金の決定等の必要性の有無に関する審議については、先日の第2回本審で設置了承された特別小委員会で審議することにしたいと思いますが、よろしいですか。

異議なし

それでは、特定最低賃金の決定等の必要性の有無については、特別小委員会において審議をしていただいて、その後、本審において審議結果の報告を行っていただきたいと思います。

その報告を踏まえて、審議会から局長へ、特定最低賃金の決定等の必要性の有無を答申したいと考えておりますが、それでよろしいでしょうか。

異議なし

はい、ありがとうございます。それでは、そのように進めていきたいと思いません。

特別小委員会の日程について、事務局から説明をお願いします。

○事務局(上田)  
特別小委員会の日程については、後ほど調整を行いたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○廣谷会長

その他の議題となりますが、何かございますか。  
特によろしいでしょうか。

意見なし

では局長から一言お願いします。

局長あいさつ

○廣谷会長

それでは特にはないようですので、第3回の審議会を終了します。